

霞台厚生施設組合移行後のごみの分別等について

1 収集品目及び出し方の変更点

- ① ペットボトルを袋・コンテナ収集からコンテナ収集のみに変更
- ② 小型家電を「粗大ごみ」から「カン・金属類」へ変更
- ③ ガラス・陶磁器類を「不燃ごみ・カン」から「ガラス・陶磁器類」へ変更
- ④ 蛍光灯・電球を「不燃ごみ・カン」から「蛍光灯・電球」へ変更
- ⑤ 乾電池・水銀体温計・使い捨てライターを「不燃ごみ・カン」から拠点回収へ変更
- ⑥ 燃やすごみについて指定ごみ袋制度を導入する（令和3年度中）

2 収集曜日の変更

○燃やすごみ

地区等	現行	変更後
A地区	毎週 月・木	変更なし
B地区	毎週 火・金	変更なし
C地区	毎週 月・金	毎週 月・木
D地区	毎週 火・金	変更なし
変更理由	収集サイクルを他地区に合わせるため	

○その他びん

地区等	現行	変更後
A地区	第4火	第2火
B地区	第4月	第2月
C地区	第3木	第2火
D地区	第3木	第2月
変更理由	収集日程調整に伴う変更	

○茶色びん

地区等	現行	変更後
A地区	第1・3火	第4火
B地区	第1・3月	第4月
C地区	第1木	第4火
D地区	第1木	第4月
変更理由	収集日程調整に伴う変更	

○無色びん

地区等	現行	変更後
A地区	第2火	第3火
B地区	第2月	第3月
C地区	第2木	第3火
D地区	第2木	第3月
変更理由	収集日程調整に伴う変更	

○カン・金属類【新規：「不燃ごみ・カン」より分別】

地区等	現行	変更後
A地区	第1・3・5金	変更なし
B地区	第1・3・5木	変更なし
C地区	毎週水	第1・3・5金
D地区	毎週水	第1・3・5木
変更理由	収集量に応じた回数の減	

○ガラス・陶磁器類【新規：「不燃ごみ・カン」より分別】

地区等	現行	変更後
A地区	—	第1火(偶数月)
B地区	—	第1月(偶数月)
C地区	—	第1火(偶数月)
D地区	—	第1月(偶数月)
変更理由	分別収集することにより資源化するため	

○蛍光灯・電球【新規：「不燃ごみ・カン」より分別】

地区等	現行	変更後
A地区	—	第1火(奇数月)
B地区	—	第1月(奇数月)
C地区	—	第1火(奇数月)
D地区	—	第1月(奇数月)
変更理由	水銀が含まれるための分別	

○ペットボトル、雑誌、紙パック、その他雑紙類、古布

地区等	現行	変更後
A地区	第2・4水	第1・3・5水
B地区	第2・4水	第1・3・5水
C地区	第1・3土	第1・3・5水
D地区	第1・3土	第1・3・5水
変更理由	分別方法の問合せや集積所からの回収漏れの対応のため平日に変更 ペットボトルのコンテナ出しのための回数増	

○プラスチック容器、新聞紙・チラシ(チラシと統合)、段ボール

地区等	現行	変更後
A地区	第2・4金	変更なし
B地区	第2・4木	変更なし
C地区	第2・4土	第2・4金
D地区	第2・4土	第2・4木
変更理由	分別方法の問合せや集積所からの回収漏れの対応のため平日に変更	

○粗大ごみ

地区等	現行	変更後
A地区	第1水	第2水
B地区	第3水	第4水
C地区	第4木	第2水
D地区	第4木	第4水
変更理由	収集日程調整のため	

○乾電池・水銀体温計【新規：「不燃ごみ・カン」より分別】

○使い捨てライター【新規：「可燃ごみ」より分別】

地区等	現行	変更後
A地区	—	拠点回収
B地区	—	拠点回収
C地区	—	拠点回収
D地区	—	拠点回収
変更理由	分別収集することにより資源化するため	

○高分子ごみ【廃止】

地区等	現行	変更後
持ち込みのみ	直接搬入のみ	廃止
変更理由	自己搬入（有料：500円/10kg）のみ実施していたが、新広域ごみ処理施設では取り扱わないごみ種となるため	

- ※A地区 志筑地区・新治地区（市村・根当・八幡下周辺を含む）・稲吉一丁目～五丁目地区
稲吉東一丁目～六丁目地区・角来地区
- B地区 七会地区（6号国道、土浦・千代田工業団地より西側）
千代田ハウス～大塚団地～逆西11区周辺地区・稲吉南一丁目～三丁目地区
- C地区 美並・安飾・佐賀地区
- D地区 下大津・志士庫・牛渡地区

変更前 (A地区)

2019年 かすみがうら市
ごみ収集カレンダー 4月

※ ▲ 志筑地区・新治地区(市村・根当・八幡下周辺を含む)
箱吉一丁目～五丁目地区
箱吉東一丁目～六丁目地区・角来地区

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2 茶色ビン	3 粗大ごみ	4 可燃	5 不燃・カン	6
7	8 可燃	9 無色ビン	10 ペットボトル 雑誌・紙パック その他紙・古布	11 可燃	12 プラスチック容器 新聞紙・段ボール	13
14	15 可燃	16 茶色ビン	17	18 可燃	19 不燃・カン	20
21	22 可燃	23 その他ビン	24 ペットボトル 雑誌・紙パック その他紙・古布	25 可燃	26 プラスチック容器 新聞紙・段ボール	27
28	29 昭和の日 可燃	30 休日				

変更案 (A地区)

2019年 かすみがうら市
ごみ収集カレンダー 4月

※ ▲ 志筑地区・新治地区(市村・根当・八幡下周辺を含む)
箱吉一丁目～五丁目地区
箱吉東一丁目～六丁目地区・角来地区

日	月	火	水	木	金	土
	1 燃やすごみ	2 【偶数月】 ガラス・陶磁器類	3 ペットボトル 紙パック・雑誌 その他紙・古布	4 燃やすごみ	5 カン・金属類	6
7	8 燃やすごみ	9 その他びん	10 粗大ごみ	11 燃やすごみ	12 プラスチック容器 新聞紙・チラシ 段ボール	13
14	15 燃やすごみ	16 無色びん	17 ペットボトル 紙パック・雑誌 その他紙・古布	18 燃やすごみ	19 カン・金属類	20
21	22 燃やすごみ	23 茶色びん	24	25 燃やすごみ	26 プラスチック容器 新聞紙・チラシ 段ボール	27
28	29 昭和の日 燃やすごみ	30 休日				

変更前（B地区）

2019年 かすみがうら市 **ごみ収集カレンダー** 4月

※ 七会地区(6号国道、土浦・千代田工業団地より西側)
千代田ハウス～大塚団地～逆西11区周辺地区
稲吉南1丁目～3丁目地区

日	月	火	水	木	金	土
	1 茶色ビン	2 可燃	3	4 不燃・カン	5 可燃	6
7	8 無色ビン	9 可燃	10 ペットボトル 雑誌・紙パック その他紙・古布	11 プラスチック容器 新聞紙・段ボール	12 可燃	13
14	15 茶色ビン	16 可燃	17 粗大ごみ	18 不燃・カン	19 可燃	20
21	22 その他ビン	23 可燃	24 ペットボトル 雑誌・紙パック その他紙・古布	25 プラスチック容器 新聞紙・段ボール	26 可燃	27
28	29 昭和の日	30 休日 可燃				

変更案（B地区）

2019年 かすみがうら市 **ごみ収集カレンダー** 4月

※ 七会地区(6号国道、土浦・千代田工業団地より西側)
千代田ハウス～大塚団地～逆西11区周辺地区
稲吉南1丁目～3丁目地区

日	月	火	水	木	金	土
	1 【偶数月】 ガラス・陶磁器類	2 燃やすごみ	3 ペットボトル 紙パック・雑誌 その他紙・古布	4 カン・金属類	5 燃やすごみ	6
7	8 その他びん	9 燃やすごみ	10	11 プラスチック容器 新聞紙・チラシ 段ボール	12 燃やすごみ	13
14	15 無色びん	16 燃やすごみ	17 ペットボトル 紙パック・雑誌 その他紙・古布	18 カン・金属類	19 燃やすごみ	20
21	22 茶色びん	23 燃やすごみ	24 粗大ごみ	25 プラスチック容器 新聞紙・チラシ 段ボール	26 燃やすごみ	27
28	29 昭和の日	30 休日 燃やすごみ				

変更前（C地区）

2019年 かすみがうら市
ごみ収集カレンダー 4月 ※ C 美並・安飾・佐賀地区

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2	3 不燃・カン	4 茶色ビン	5 可燃	6 ペットボトル 雑誌・紙パック その他紙・古布
7	8 可燃	9	10 不燃・カン	11 無色ビン	12 可燃	13 プラスチック容器 新聞紙・段ボール
14	15 可燃	16	17 不燃・カン	18 その他ビン	19 可燃	20 ペットボトル 雑誌・紙パック その他紙・古布
21	22 可燃	23	24 不燃・カン	25 粗大ごみ	26 可燃	27 プラスチック容器 新聞紙・段ボール
28	29 昭和の日 可燃	30 休日				

変更案（C地区）

2019年 かすみがうら市
ごみ収集カレンダー 4月 ※ C 美並・安飾・佐賀地区

日	月	火	水	木	金	土
	1 燃やすごみ	2 【偶数月】 ガラス・陶磁器類	3 ペットボトル 紙パック・雑誌 その他紙・古布	4 燃やすごみ	5 カン・金属類	6
7	8 燃やすごみ	9 その他びん	10 粗大ごみ	11 燃やすごみ	12 プラスチック容器 新聞紙・チラシ 段ボール	13
14	15 燃やすごみ	16 無色びん	17 ペットボトル 紙パック・雑誌 その他紙・古布	18 燃やすごみ	19 カン・金属類	20
21	22 燃やすごみ	23 茶色びん	24	25 燃やすごみ	26 プラスチック容器 新聞紙・チラシ 段ボール	27
28	29 昭和の日 燃やすごみ	30 休日				

変更前（D地区）



2019年 かすみがうら市

ごみ収集カレンダー 4月

※ D 下大津・志士庫・牛渡地区

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 可燃	3 不燃・カン	4 茶色ビン	5 可燃	6 ペットボトル 雑誌・紙ハック その他紙・古布
7	8	9 可燃	10 不燃・カン	11 無色ビン	12 可燃	13 プラスチック容器 新聞紙・段ボール
14	15	16 可燃	17 不燃・カン	18 その他ビン	19 可燃	20 ペットボトル 雑誌・紙ハック その他紙・古布
21	22	23 可燃	24 不燃・カン	25 粗大ごみ	26 可燃	27 プラスチック容器 新聞紙・段ボール
28	29 昭和の日	30 休日 可燃				

変更案（D地区）



2019年 かすみがうら市

ごみ収集カレンダー 4月

※ D 下大津・志士庫・牛渡地区

日	月	火	水	木	金	土
	1 【偶数月】 ガラス・陶磁器類	2 燃やすごみ	3 ペットボトル 紙ハック・雑誌 その他紙・古布	4 カン・金属類	5 燃やすごみ	6
7	8 その他びん	9 燃やすごみ	10	11 プラスチック容器 新聞紙・チラシ 段ボール	12 燃やすごみ	13
14	15 無色びん	16 燃やすごみ	17 ペットボトル 紙ハック・雑誌 その他紙・古布	18 カン・金属類	19 燃やすごみ	20
21	22 茶色びん	23 燃やすごみ	24 粗大ごみ	25 プラスチック容器 新聞紙・チラシ 段ボール	26 燃やすごみ	27
28	29 昭和の日	30 休日 燃やすごみ				

※参考資料（3月24日全員協議会資料）

指定ごみ袋制度の導入について

現在、本市の可燃ごみは透明または半透明な袋での排出を可としており、認定ごみ袋が販売流通しているものの、それを使用している市民の割合は低く、その値段も統一されていない状況となっております。また、適切でない袋等によるごみの排出なども見られる他、地域外からのごみも持ち込まれやすい状況にあります。これらの理由から下記のとおり指定ごみ袋制度を導入することで、減量化等を図ろうとするものです。

1. 指定ごみ袋導入の目的

- ①ごみの減量化・資源化等に対する市民意識のさらなる向上を図ること。
- ②ごみ袋の指定を行うことによって、地域外からのごみの流入防止や不法投棄防止を図ること。
- ③適切でない袋等によるごみ出しを防止し、リサイクルできる資源物や不燃物等の混入の防止を強化して分別を促進すること。
- ④従来の認定袋では取扱店に限られることや小売価格が自由設定されるなど地域差が生じているが、価格を含めた均等な購入機会が得られるように図ること。

2. 対象とするごみの種類

可燃ごみ（45ℓ、30ℓ、20ℓの袋3種類程度を検討）

3. 指定ごみ袋の販売店

スーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、地域の小売店等へ販売の協力を求めていく。

4. 指定ごみ袋の価格について

- （1）近隣市町村の状況

近隣市町村の指定ごみ袋の価格（45ℓ）は次のとおり。

- ・石岡市 【新広域ごみ処理施設構成市町】 可燃ごみ専用 15 円/枚（45ℓ）
- ・小美玉市【新広域ごみ処理施設構成市町】 可燃ごみ専用 20 円/枚（45ℓ）
- ・茨城町 【新広域ごみ処理施設構成市町】 可燃ごみ専用 20 円/枚（45ℓ）
- ・土浦市 可燃ごみ専用 50 円/枚（45ℓ）

※本市では、袋の値段にごみ焼却処分料などを上乗せする「ごみの有料化」をしない石岡市のような方法で検討している。

実施市の例（45ℓの場合）

- ・市が製造業者から指定袋を購入する。（約 12 円/枚）
- ・市は指定袋取扱店に販売。指定袋取扱店は購入額を市へ納入する。（15 円/枚）
- ・市は指定袋取扱店に小売販売にかかる委託をするものとし、販売価格に 20%を乗じた額を支払う。（15 円×20%=3 円/枚）

（2）現在の新治地方広域事務組合認定袋の価格について

平成 8 年度に新治地方広域事務組合が認定したごみ袋については、市内等の販売店が自由価格を設定し販売しているもので、独自調査の結果、平均価格は次のとおり。

- ・スーパー、ドラッグストアの平均価格 15.0 円（税込）
（調査した 15 店舗のうち、販売が確認された 10 店舗の平均）
- ・コンビニエンスストアの平均価格 16.4 円（税込）
（調査した 11 店舗のうち、販売が確認された 6 店舗の平均）

5. 今後の予定

- ・かすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正を予定。
- ・令和 3 年度中の制度開始を検討。なお、従前に購入した認定袋等の使用を認める移行期間を定めることも検討する。